

中国の専利促進政策と日本企業の対応

国際第3委員会*
第4小委員会

抄 録 中国政府は、従来の製造型経済から創造型経済への転換を目指し、2006年からスタートした第11次5カ年計画において、「自主创新」を国家戦略としてイノベーション型国家を構築することを掲げた。この戦略を実行するため、中央政府及び各地方政府は、知財創出を促進するための助成・奨励制度を次々に打ち出してきた。これらの制度は企業、大学、公的研究機関等に出願の原動力を与え、結果として中国専利出願件数が近年急増している。一方、政策が推進されるに伴い新たな課題も浮上している。

本稿は、日本知的財産協会会員企業、中国現地事務所及び専門家へのアンケートやヒアリングなどの調査を実施し、中国政府の専利助成・奨励に関する政策動向、実施状況、課題及び今後の対応につき検討を行うとともに、日本企業の中国専利への対策および留意点について報告するものである。

目 次

1. はじめに
2. 中国専利権の創出を促進する政策
 2. 1 専利出願を助成・奨励する政策
 2. 2 権利者への助成・奨励政策
 2. 3 発明者への奨励・報酬政策
 2. 4 専利出願助成・奨励政策の成果
3. 急増する専利出願に対する対策
 3. 1 専利出願助成・奨励政策の課題
 3. 2 専利出願助成・奨励政策の今後
 3. 3 専利審査を強化する対策
 3. 4 量から質へシフトする動き
 3. 5 侵害訴訟の急増について
4. 日本企業の課題及びその対策
 4. 1 日本企業の現状と課題
 4. 2 日本企業の対策
5. おわりに

1. はじめに

中国は1978年に改革開放政策を開始して以来、経済発展において著しい成果をあげてきた。一方で、集約型の労働体制、資源の大量消費と

重い環境負荷による製造型発展モデルにはすでに限界が来ている。今後の中国経済は、より多くのイノベーション成果に頼る創造型の国家を建設し、持続的な発展を達成させることが求められている。中国政府は経済発展の要求に応じ、従来の「製造型経済(メイド・イン・チャイナ)」から「創造型経済」への転換を目指して、知財権を強化する政策を次々に打ち出した。

中国国務院は2006年に「国家中長期科学技術発展綱要(2006-2020)」を発表し、さらに、2008年に、「国家知的財産権戦略綱要(以下「知財綱要」とする)」を公表している。この「知財綱要」を実施するため、国務院の指導の下に国家知識産権局(SIPO)を筆頭に中央政府の28部門が参加した合同会議が設立された。合同会議は2009年から5年連続で「国家知的財産権戦略実施推進計画」を発表し、年度毎の目標・任務及び具体的な施策を明確にし、各関連部署及

* 2012年度 The Fourth Subcommittee, The Third International Affairs Committee

び各地方政府ごとに責任を持ち、「知財綱要」の実施を推し進めている。SIPOも2010年11月17日に、この「知財綱要」に基づき、「全国専利事業発展戦略（2011-2020）（以下「専利戦略」とする）」を制定した。

これらの「知財綱要」及び「専利戦略」では、知的財産戦略の最も重要な課題は知的財産権の創出に置かれており、各関連省庁及び各地方政府により、知財権の創出を促進するための助成・奨励政策が多く制定された。

本稿では、日本知的財産協会会員企業、中国現地事務所及び専門家にアンケートやヒアリングなどの調査を実施し、中国政府の専利助成・奨励に関する政策動向、実施状況、課題及び今後の対応につき検討を行うとともに、日本企業の中国での知財対策および留意点について報告するものである。

本稿は2012年度国際第3委員会第4ワーキンググループの傳建順（小委員長：三菱マテリアル）、西健一（小委員長：カネカ）、妹尾明展（島津製作所）、東條朋晶（ルネサス エレクトロニクス）、長野利哉（日立製作所）、荒瀬真理子（ダンロップスポーツ）、安藤孝治（住友金属鉱山）、下総晃人（オムロン）、江原真理子（ユニ・チャーム）が作成した。

尚、本稿における「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる。

2. 中国専利権の創出を促進する政策

2.1 専利出願を助成・奨励する政策

中国の専利助成・奨励に関しては、中央及び地方政府によりそれぞれの法令、規定が制定されている。

例えば、2009年10月1日に施行された「第三次改正専利法」の第16条、同日施行された「専利法実施細則」の第77、78条では、職務発明に関して規定されている。

また、SIPOにより、「専利出願助成に関する指導意見」、「専利出願行為の規範化に関する若干規定」、「専利費用の減額・支払延期方法」などの規定及び指導意見が公布されている。また、財政部からも、「外国専利出願への助成特別資金管理暫定弁法」等の規定¹⁾が制定されている。

一方、各地方政府においては、1999年9月に上海市が初めて「上海市専利費資助操作細則」²⁾を制定してから、他の省、自治区、直轄市及びその管轄下の地方政府により、相次いでその地域の特徴に合わせた専利の助成・奨励政策及びその実施細則が公布された。これらの助成・奨励政策は、近年の中国専利出願件数の激増に繋がっており、今後も各地域でイノベーション能力の向上に大きな役割を果たし、数のみならず、さらに発明の質の向上にも繋がるものと考えられる。

2.2 権利者への助成・奨励政策

「専利戦略」には、「助成・奨励などの政策を通じて、コア技術の専利権を有する高付加価値製品を生産することを企業に対して奨励し、企業の発展モデルの転換を促進する」ことが明記されている。中央政府の戦略に基づき、地方政府の省、市、県、区及び経済特別区やハイテク区もその管轄地域の特徴に合わせて、独自の助成・奨励規定を設けている。これらの助成・奨励の内容や基準は地方や年度により異なるが、以下のとおり、直接と間接的な助成・奨励策がある。

(1) 直接的な助成・奨励策

直接的な助成・奨励策は、地方政府が専利出願に対する一定の費用を出願人又は権利者に支給する制度である。この点に関しては、ジェトロ北京が、2010年3月に中国主要省及び直轄市の専利助成・奨励政策の状況を報告している¹⁾。

表1は北京市が国内外への出願に対して出願

人又は権利者に支給する助成金を示した一例である。括弧内の数字は知財モデル出願人に対する金額である。知財モデル出願人とは地方政府から模範企業と認定された出願人のことである。北京市では一般出願人より知財モデル出願人、また、国内出願より海外出願への助成・奨励を重点的に行う姿勢を明確にしている。さらに、専利技術の実施が困難な権利者に対し、特許の場合30万元、実用新案の場合20万元を限度とする資金を支給する。

表1 出願人・権利者に支給する助成・奨励金

国内出願 (元/件)		
	専利出願	実体審査
特許	950 (950)	1,200 (2,500)
実用新案	150 (500)	—
意匠	150 (500)	—
海外出願 (元/国/件特許)		
PCT出願段階	PCT国家段階	他のルート
10,000	10,000	20,000

また、北京市の助成・奨励制度以外、北京市が管轄している特別な園区、例えば北京中関村、北京経済技術開発区なども園区の産業発展の方向と一致する区内企業を対象に市よりさらに厚い優遇制度を制定している。即ち、これらの区内企業は北京市より高い助成・奨励金を享受することができる。

勿論、このような多くの助成・奨励策は、外資系現地法人にも適用することが可能である。

(2) 間接的な助成・奨励策

間接的な助成・奨励策は、上記直接的な金銭補助以外の優遇制度である。企業にとっては、上記の直接的な助成・奨励策よりも影響が大きい。例えば、税金減免、投資・融資、政府プロジェクトへの参加等の優遇及び上場支援等がこれに含まれる。中央政府が定めるもの以外にも、各地方政府による多数の優遇制度があり、その

内容や基準については地方政府毎に異なる。

税金減免については、代表的なものは2008年に中央政府により公布された「ハイテク企業認定管理弁法」³⁾と「ハイテク企業認定管理作業手引」⁴⁾である。これらに基づき、研究者の比率、開発費の割合又は、専利の件数等の規定を満たす企業は、一般的な法人税率25%に対して、優遇税率15%を享受できる。更に一部地域で海外向けのハイテク技術関連のサービスを提供する企業は、その営業税が一定期間免除されることもある⁵⁾。

投資・融資等の優遇に関しては、多くの地方政府が類似の政策を制定している。例えば、南京市政府が計画している「科学技術創業企業に対する投資・融資支援システム」では、専利権を所有するベンチャー企業に対し、直接的な資金援助以外にも、金融関連企業からの投資、融資、利子及び専利質権設定等に必要な保険への担保及びこれらの事業で生じた損失の補填など、具体的な優遇サービスを提供している⁶⁾。

また、政府プロジェクトへの参加やベンチャー企業の上場に関しても、専利権を所有することが重要な評価項目の一つとなっている場合が多い。

2. 3 発明者への奨励・報酬政策

中央政府及び地方政府が制定する種々の政策の助成・奨励対象は、原則的に専利権を持つ権利者（企業等）であるが、技術創出の主役である発明者の役割をさらに活かすために、発明者への奨励・報酬に関する法制度の整備も強化している。

日本の特許法（第35条3項）では、職務発明者に対し、「相当の対価の支払を受ける権利を有する」との規定があるが、明確な金額規定はない。一方、以下に示すように、中国においては職務発明者に対する奨励・報酬金が法的に規定されているので、注意が必要である。

2009年10月1日に施行された「第三次改正専利法」の第16条、及び、「専利法実施細則」の第77、78条によると、権利者は、約定がない場合は、特許権取得時に3,000元以上、実用新案・意匠登録時に1,000元以上の奨励金を発明者に支給しなければならない。また、同じく約定がない場合、専利技術を自己実施時に、得られた営業利益の2%以上（特許・実用新案）と0.2%以上（意匠）、譲渡・ライセンス時に取得した使用許諾料の10%以上の報酬金を発明者に与えなければならない。

また、2012年11月12日に公開された「中国職務発明条例に関する意見募集稿」の第21、22条では、発明者と事前に約定・規定がない場合、特許権取得時に在職従業員の平均給与の2ヶ月以上の奨励金；実施の場合、特許は年間営業利益の5%以上、或は年間売上上の0.5%以上、実用新案や意匠は年間営業利益の3%以上、或は年間売上上の0.3%以上；また、譲渡又はライセンスの場合、純収入の20%以上の報酬額を発明者に与えなければならないと提案された。

特に、国有企業、国有事業機関等に対しては、2013年1月5日公布された「職務発明者の合法的權益への保護を一層強化し、知的財産権の運用、実施を促進するための若干意見」第3条8項において、約定・規定がなく、かつ、特許権譲渡・ライセンスの場合は、職務発明者に与える報酬額は純収入の20%を下回ってはならないことが明記されている。

上記の金額基準は権利者が職務発明者と事前に約定がない場合の奨励・報酬であり、約定がある場合には、これらの基準に従う法的な義務はない。但し、発明者の奨励・報酬に関しては、規定された額とかなりかけ離れた場合は、発明者から提訴されるリスクが生じるため、合理的に奨励・報酬を決定する社内制度を整備する必要がある。

中国企業の社内奨励・報酬制度に関する情報

を把握するため、ジェトロ北京が2008年に18の現地大手企業を対象にして調査を行っている⁷⁾。これによると、調査された企業のすべてが、専利権取得の社内奨励・報酬制度を設けている。多数の企業は専利法実施細則に基づいて報酬制度を制定している。また、専利実施に対する報酬は、多数の企業が固定報酬方式を採用しており、一部の企業が流動的な報酬制度を設定している。専利権の譲渡又はライセンスに関しては、4割以上の企業が発明者に報酬を与え、報酬金額が純収入の10%以上、中には20%に達している企業もあった。また、金銭的な奨励・報酬以外、80%の企業が荣誉称号、又は榮譽証書を発明者に授与している。94%の企業は職務発明成果と昇給、昇格のような人事制度を関連付けていた。

2. 4 専利出願助成・奨励政策の成果

上記のような中央及び地方政府の強力な助成・奨励政策により、権利者及び発明者の両方にイノベーションと専利出願の原動力が与えられ、結果として中国の専利出願件数の急増に寄与している。

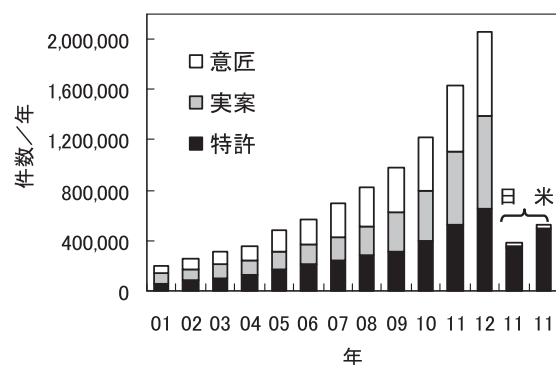


図1 中国専利の年間出願件数の推移

図1は近年の中国特許、実用新案及び意匠の年間出願件数の推移を示す結果である。図1より2001年のWTO加盟以降、特許、実用新案及

び意匠の何れの出願も急増しており、2013年1月9日SIPO発表によると、2012年の出願件数は、特許が65.3万件、実用新案が74.0万件、意匠が65.8万件であり、合計で205.1万件に達した。その内、特許出願件数は2010年に日本を、2011年に米国を追い抜き世界第1位となり、2012年もその地位を維持した。また、中国では実用新案と意匠の出願件数が多いことも一つの特徴である。

「専利戦略」は2015年までに専利の年間出願件数を200万件とすることを目標として掲げていたが、この目標は2012年に既に達成された。今後の中国の専利出願件数について、現時点では2015年に250万件に達すると予想されている。

中国では、国内出願が急増する一方で、政府の外国出願奨励政策の結果、国際出願を重視する企業も増えている。2013年3月19日WIPO発表のランキングによると、国別では、中国のPCT出願件数は、米国、日本及びドイツに次いで4位であるものの、企業別では、2011年に続き中国の中興通迅がパナソニックを抜いて世界1位となり、4位にも中国の華為技術が入った。

なお、専利の質や権利保護意識等において、必ずしもまだ十分なレベルとは言えないが、中国政府はこれらの問題を積極的に改善して、イノベーションの促進、知財権保護及び尊重意識に関する国民教育や文化の醸成の施策を積極的に取っており、中国専利の質又は専利保護意識を確実に高めることは十分に想定される。

3. 急増する専利出願に対する対策

3. 1 専利出願助成・奨励政策の課題

中国の専利出願件数の急増の背景には、上述のように、政府による知財戦略の推進、特に出願への助成・奨励政策が大きく寄与していることが理由の一つとして挙げられる。また、知財権の重要性が徐々に中国企業や国民に浸透して

きているという結果を表しているとも言える。

しかし、これらの政策の実行において、一部の地方政府が短期的な業績を上げるために、出願件数を急増させる施策を出した結果、新たな課題が浮上している。

例えば、一部の出願人は無審査の実用新案・意匠制度、同一発明に関する特許・実用新案の同日出願制度又は分割出願制度を多用して、内容よりも、件数優先の出願を増加させている。

また、中国出願人は権利を長く維持しない傾向にある。登録から5年経過後に維持している特許、実用新案及び意匠権の割合は外国出願人についてはそれぞれ92.8%、47.5%及び44.7%なのに対し、中国出願人はそれぞれ66.8%、24.9%及び16.0%になっている⁸⁾。理由は、ライフサイクルの短い製品に合わせて権利期間を見直しているという企業戦略のみならず、政府からの助成・奨励（一般的に登録後3年まで）が終了後、放棄することが多いためと推察される。

すなわち、中国の一部出願人にとって専利出願は、上述の助成・奨励策の内、特に税制優遇の適用を、一つの目的としているケースがあるように思われる。今回アンケートを行った企業や現地代理人等の回答によると、現在の助成・奨励制度が廃止された場合に、全体の出願件数がかかり減少するだろうとの回答が殆どであった。

また、上述の「直接的な助成・奨励」で示した省、市、区などの地方政府の奨励金は原則として重複して受領することができない場合が多い。しかしながら、実態として重複して受領している企業も存在し、結果として特許性の低い専利出願を助長していたようである。

3. 2 専利出願助成・奨励政策の今後

このような問題を解決するため、各地方政府のそれぞれ異なる助成・奨励政策及びその実施状況に対し、SIPOは2008年11月に「専利出願

助成に関する指導意見」を公表した。専利出願助成・奨励に関しては、出願人が実際に支払った費用の一部を助成する所謂「一部助成」と、「重複助成の防止」の原則などが定められた。すなわち、出願するだけで利益が得られる実態を解消し、発明・創作に基づく出願を助成することを強化した。これに従い、2012年の上海市の専利助成政策⁹⁾では、特許及び実用新案・意匠の助成金は出願から登録後3年間の年金までのそれぞれ実費の80%及び60%を助成する規定が初めて公表された。これは助成・奨励金を狙った出願を抑制する効果的な施策であるが、出願件数の低下に繋がる可能性もあるため、他の地方へ広げることが出来るかは不明である。

中国政府は、今後、より多くのコア技術の専利取得及びその実施を重点的に助成・奨励する方針を示している。その方針のポイントは、実施可能な専利出願、海外への専利出願、国又は地方の重点プロジェクトに係わる専利出願、知財モデル出願人からの専利出願などへの助成・奨励を重点的に強化するようにシフトしていくというものである¹⁾。このような助成・奨励対象のシフトで、出願件数のみの追求をある程度抑止することが期待される。

しかし、これらの助成・奨励政策の明確な軌道修正は、法改正状況やアンケートを通して、残念ながら現段階ではほとんど見えてこない。出願件数が当面、地方政府の知財に関する一つの重要な業績指標として評価されている現状に変わりはないようである。

3.3 専利審査を強化する対策

専利出願への助成・奨励政策により著しい専利出願件数増の成果が得られた一方、急増する中国の専利出願に伴い、SIPOには迅速、且つ質の高い審査への対応が求められている。このような要求に応えるため、SIPOは専利審査を強化するための目標及び目標を達成するための

実施計画を策定している。

「専利戦略」では、審査効率の向上、審査の質的改善を行い、特許出願の実体審査にかかる平均期間を約22ヶ月、実用新案及び意匠出願の審査にかかる平均審査納期を約3ヶ月にすることを2015年までの目標として挙げている。また、その目標を実現するため政府が主に審査体制の強化、審査官増員や人材育成体制の整備、及び外国の審査結果を活用して審査作業の負荷を低減することを含む加速審査制度等を推進している。

(1) 審査体制を強化する具体的施策

審査体制強化の一つの施策は専利審査協力センターの設立である。この機関はSIPOの審査部門のひとつであるが、独立採算の下で実体審査を行う。北京に次いで2011年に蘇州、広州にも新設され、審査業務を開始した。2015年末までに、さらに、河南省や河北省、福建省等にも設立される予定である。出願された案件の各センターへの振り分け方は、明確にはなっておらず、各センター間での審査レベルの統一がなされるのかという点は今後注意が必要である。

審査体制を強化するための審査官増員も急ピッチで進んでいる。審査官は、十二五計画によると2015年までに9,000名前後の規模となる。そのうち、7,000名は、SIPO本局ではなく各地の専利審査協力センターの審査官になると予測されている。

(2) 加速審査制度の推進

SIPOは国内の審査体制を強化する一方、外国の審査結果を活用し、審査作業の負荷を低減する加速審査制度の導入も積極的に推進している。この加速審査制度として、ロシア、韓国、ドイツ、米国及び日本との間でPPHが試行されている。中日PPH試行プログラムに関しては、2011年11月1日から一年間試行運用されたが、

その施行期間は2013年10月31日まで延長されている。また、2012年8月1日には、「発明専出願優先審査管理弁法」が施行され、この優先審査制度を利用すれば、1年以内に結審する。PPHや優先審査を利用するためには、ある一定の条件を満たす必要があるものの、出願人が出願を早期に権利化する希望がある場合、PPHを利用するか、優先審査を利用するかを選択することができるようになった。

上述のような審査体制及び加速審査措置を強化することにより、近年の出願件数の急増にも関わらず、審査期間はむしろ短くなっている。今後、更なる専利審査能力の増強、審査効率の向上及び加速審査制度の強化を図り、「専利戦略」で挙げられた2015年までのSIPOの審査目標を達成できる可能性は高いと予測される。

3. 4 量から質へシフトする動き

3. 1の課題を克服するため、政府の専利出願への助成や奨励金を有効に活用し、又は将来の不必要な係争を避けるため、SIPOは2013年2月4日に「専利審査指南」の改正案を公表し、パブリックコメントを募集した。今回の改正は主に実用新案及び意匠の予備審査に関する内容である。

改正されたのは第一部分の第2章、第3章の一部で、主には「一般的に検索を介して…判断しない」の文字を削除し、同時に、審査官は先行の発明、創造による出願に基づいて審査することができるという旨の内容を追加した。つまり、従来は先行技術、先行意匠を検索して調べる必要はないとしていた部分の改正である。

これら改正のポイントは、実用新案及び意匠の審査において、審査官に公知技術又は公知意匠を積極的に調べることを奨励し、すくなくとも、その手段を制限しないことを明らかにするものである。その目的は、実用新案、意匠の審

査制度を変更はしないものの、審査を厳格化することにより権利の安定性を高め、将来不必要な係争を可能な限り事前に回避する。これらの改正は結果として新規性のない実用新案・意匠の出願を抑制することにも繋がる。即ち、出願の量だけではなく「質」も重視する試みの一歩と見られる。

3. 5 侵害訴訟の急増について

前述のように政府主導による知財政策は、中国を「知財大国」へと急激に変貌させつつあるが、一方で助成・奨励金の獲得及び助成・奨励制度の利用を目的とする専利出願も促進させ、一部に所謂“ゴミ専利”の発生をもたらした。

専利、特に無審査である実用新案・意匠の登録件数の大幅な増加は、権利の濫用による訴訟の増加などの弊害を生じる可能性がある。例えば、2010年までの4年間に3倍近くに急増した実用新案の登録件数に対し、侵害訴訟の件数は8倍以上に急増している¹⁰⁾。これらの訴訟の急増は中国企業や国民の権利意識が高まった結果とも考えられる。中国当局も第三次専利法改正時に「専利権の行使に対して必要な制限を行い、マイナスの影響をなくすべきである。専利権の濫用防止の規定を増加させることは、自由競争メカニズムの擁護に役立ち、中国の技術革新を促進する¹¹⁾。」と述べるなど以前から問題意識を持っている。しかし、濫用を抑制する抜本的な対策を講じようとする動きは今のところ見られない。

4. 日本企業の課題及びその対策

4. 1 日本企業の現状と課題

知財大国化への動きを加速する中国とその施策に対する日本企業の進むべき方向を探るために、本委員会では会員各社に、中国専利政策の現状と日本企業の対策に関するアンケートを実

施し、66社からのご回答を頂き、貴重な情報を得ることができた。

回答の中で、中国の出願件数の増加に対し危機感を抱く企業は80%に達し、危機感を抱くほどではなくても出願件数の増加を重視すべきと考える回答を含めると全ての企業が重大な課題という認識を持っていた。このような課題に対して、多くの企業は「出願の強化」、「権利行使への対応力向上」、「他社の動向の監視と把握」をバランスよく織り交ぜた対策を既に実施中、或は今後実施することを検討しているが、問題点もまだ多い。以下、アンケートによる項目毎の分析について述べる。

「出願の強化」に対し、権利数の増加が必要とする企業は46%に達しているが、今後の具体策としては、図2に示すように、費用総額の増額を強化策とする企業は29%と少なく、出願を強化したいとの思いはあるものの、費用はかけられない現状が窺える。そのため、「中国出願のコストを抑えて出願を強化」、「数より質を重視」や「公知化で他社に権利を成立させない」等、費用を抑えながら中国で必要な権利を確保しようとする傾向が見て取れる。コア技術の権利を

確保することが重要であるが、中国知財事情に適合した周辺技術も考慮に入れた権利網を如何に構築するかが課題といえる。

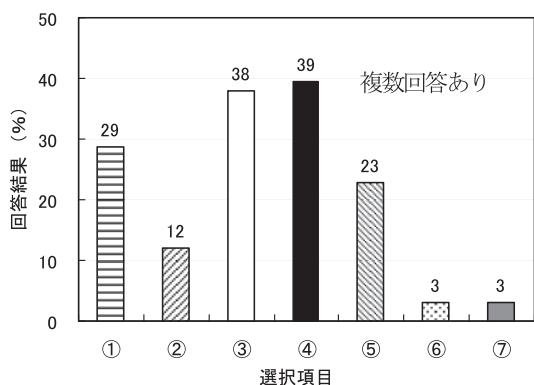
一方、安価、かつ迅速に権利を確保する手段として実用新案や意匠を活用することが考えられるが、それらを積極的に活用している企業は26%に留まっている。

また、早期権利化策については、PPHの試行期間の延長や優先審査制度の導入で今後の利用は増えていくことが予想されるが、現状では、積極的に活用している企業は14%しかない。

「権利行使への対応力向上」に関しては、現地に知財部署がない企業が61%にのぼった。現地に専任者または兼任者がいる場合であっても、現地だけで完全に対応できるのは7%と少なく、大半が本社からの支援を必要としていた。

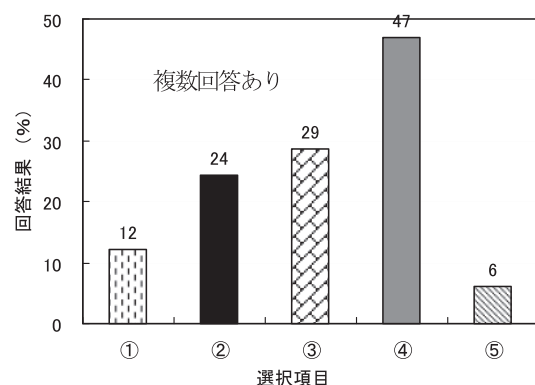
「他社の動向の監視と把握」に関しては、中国特許の調査を常に行っている企業は23%にとどまり、70%は必要が生じた都度行っており、やや受け身の状況がうかがえる。

一方、調査や監視を外注している企業は48%、中国語ができる知財部員がいない企業は50%であり、言語の壁が上記のような現状の要因となっていると思われる。



- ① 費用総額の増額
- ② 国内・欧米への出願を抑えることで中国への出願強化
- ③ コストを抑えて出願強化
- ④ 数より質を重視する
- ⑤ 公知化で他社に権利を成立させない
- ⑥ 特に対策を取る必要はない
- ⑦ その他

図2 今後の自社出願の強化策



- ① 中国語ができる人材の日本での採用
- ② 知財部員を中国に留学
- ③ 現地法人の中国人スタッフの活用
- ④ 特に考えていない
- ⑤ その他

図3 今後の知財部員の人材活用

このような状況を打破するために、図3に示すように、今後の知財部員の人材活用については、中国語のできる人材を日本で採用する、知財部員を中国へ留学させる、現地法人の中国人スタッフを活用するなどが検討されている。しかし、特に考えていない企業が47%にのぼり、対応策が十分でない様子もうかがえる。

4. 2 日本企業の対策

これまで、見てきたように、中国では国内の3種類の専利出願合計数が205万件を超えており、また、政策として出願の量だけではなく「質」も重視する動きが始まろうとしている。そこで、日本企業の対策として以下のように留意点を挙げる。

(1) 知財権の強化

中国の専利出願数の増加は、優遇政策等の後押しによる面が大きい。今後、中国政府は、より多くの質の高いコア技術の専利取得及びその実施を重点的に助成・奨励する方針を示している。従って、これからは、多量な専利出願の件数を維持しながら、量から質への転換が図られるということも念頭におく必要がある。

これに対し、日本企業は、知財権を強化するためには、「質」の高いコア技術の権利を確保するのはもちろんのこと、周辺・改良技術を含めて発明全体をしっかりと保護できる権利網の構築も重要である。

また、このような権利網を迅速に確保するためには、安価、且つ早期に権利化できる実用新案、意匠及び早期権利化制度を理解し、これらの制度を積極的に活用すべきである。

(2) 権利行使能力及び他社知財動向の監視・把握能力の向上

知財に関する年間訴訟受理件数や年間出願件数、何れも世界トップの中国で事業を展開し、

権利の確保と他社への権利行使を効果的に行うには、裏付けとなる他社知財情報を調査・監視する能力の向上など自社管理体制の強化が不可欠である。

現状は、言語の問題もあり対応できる人材が不足しており、現地社員の積極的な活用、日進月歩な検索技術と翻訳ソフトの利用、知財動向を迅速に社内関係者に発信するシステムの構築、及び現地法人社員への教育などが有効な方法になると考えられる。中国においては一般企業の知財人材の開発、育成が計画されており、知財実務を支える人材が質・量とも向上する見込みである¹²⁾。中国における知財対応力を強化するためには、今後は現地も含めた優秀な人材の確保等も検討されたい。

また、対策が進んでない日本企業は、少なくとも、日本での社内体制を構築し、問題が生じた場合の現地法人の連絡窓口、情報収集ルート、信頼できる現地弁護士の確保等は検討しておくべきである。

(3) 中国の知財優遇制度の活用

中国の知財に関する多くの助成金や税制優遇制度は日本企業の現地法人も現地企業と同様に受けることができる。しかし、日本企業の多くはこれらの知財優遇制度を十分に把握しておらず、知財優遇制度を十分に活用できていない実態がある。

日本企業は知財を日本で一元管理していることが多いようだが、中国現地法人の発明に関しては、現地法人にて出願し、知財に関する優遇制度の恩恵を十分に受け、助成金や税制優遇で得られた資金を新たな開発や知財活動に活用することも検討されたい。

(4) 現地発明のリスク回避

一方で、中国現地法人における発明に関しては、職務発明規定等の社内規定の整備に注意が

必要である。中国政府からは発明者の権利をさらに強化する政策が出されており、日本企業は、この点を考慮する必要がある。報奨金等に関しては、自社の約定や規定が制定されても、法令に規定される額との乖離が大きすぎる場合は、約定・規定自体が問題視される可能性もある。報奨金等の妥当性は今後の判例等に委ねざるを得ないが、政府の法制度、現地同業他社、特に中国国営会社の基準を十分に考慮して発明報奨制度を定めることが重要である。

5. おわりに

中国政府が国家戦略として「自主创新」型国家建設を進め専利出願件数が急増するに伴い、新たな課題が浮上している。このような課題は中国政府のみならず、中国で事業を展開している日本企業も直面するものである。

本稿では、JIPA会員企業、中国現地事務所及び専門家にアンケートやヒアリングなどの調査により見えてきた中国政府の専利助成・奨励に関する政策動向及び政策実行の成果を報告すると共に、これらの政策の実行において生じた新たな課題及び今後の対応につき検討を行った。

また、膨大な中国出願に対する日本企業の課題、及び対策を紹介した。特に中国専利出願の強化、権利行使の能力及び他社知財動向の監視・把握能力の向上、中国の知財優遇制度の活用及び現地発明のリスク回避などについての留意点を挙げた。明確な改善点を提示できているとは言えないが、本稿が中国知財を考え直すき

っかけとなり、会員企業の中国事業展開の一助になれば幸いである。

注 記

- 1) ジェトロ北京センター知的財産部、中国の知的財産権における助成・奨励金政策、JETRO北京調査報告書、2010年3月
- 2) 上海市専利局、上海市専利費資助操作細則、滬専局(99)、1999年第031号文件
- 3) 科技部、財政部、国家税務総局、ハイテク企業認定管理弁法、国科発火〔2008〕172号、2008年4月14日
- 4) 科学技術部、財政部、国家税務総局、ハイテク企業認定管理作業手引、国科発火〔2008〕362号、2008年7月8日
- 5) 財政部、国家税務総局、商務部、科技部、国家発展改革委、技術先進型サービス企業に関する税収政策の通知、財税、「2009」63号
- 6) 南京市政府、「科技创业投融资体系建设计划」、2011年11月8日
- 7) ジェトロ北京センター知的財産部、中国企業の職務発明奨励対価制度比較調査、2008年3月31日
- 8) 中国特許制度における実用新案制度に関する調査報告書、JETRO北京、2011年5月
- 9) 上海市知的財産局、企业优惠扶持政策—专利资助弁法、2012年
- 10) 日本貿易振興機構北海事務所知的財産部、実用新案活用法と他社権利行使への対応に関する調査報告書、2012年3月
- 11) 国家知識産権局、「中華人民共和国専利法」第3次改正の意見募集稿に関する説明、2006年8月1日
- 12) 松本要、中国国家知識産権局(SIPO)における人材育成について、特技懇2012、No266

(原稿受領日 2013年8月8日)